

平成 30 年 8 月 1 日  
本 部 事 務 局

## 平成 30 年度 地方分権改革に関する提案募集への対応状況について

平成 30 年 6 月 29 日に内閣府の「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」が開催されました。当会議の結果として、7 月 2 日に関西広域連合の提案 18 項目(32 提案) 及び関西広域連合と構成府県市との共同提案 19 項目に対する検討区分が、次のとおり示されました。

### 1 平成30年度提案募集に係る検討区分（調整対象案件の詳細については別紙を参照）

検討区分	提案数（項目数）		
	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
I 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(*1)	188	2(2)	12
うち、重点事項と位置づけられた提案(*2)	75	0(0)	3
II 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	15	0(0)	0
III 提案団体から新たな支障事例が示された場合等に調整対象とする提案等	116	30(16)	7
提案総数	319	32(18)	19

※ 国の公表数値（全国）と合わせるため広域連合の項では、提案数と項目数を併記（括弧内が項目数）。国では 1 法律につき 1 提案と計上しており、広域連合提案「二地域にまたがる国出先機関の権限移譲(15法律)」を15提案 1 項目として計上。

#### \* 1 連合提案のうち、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(2 項目)

提案項目	
1	通訳案内士登録業務の見直し
2	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化

#### \* 2 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

### 2 今後のスケジュール

- 7 月下旬～8 月上旬 ○所管府省からの第 1 次回答、提案団体への意見照会（提案団体から意見を提出）
- 9 月上旬～中旬 ○関係府省への再検討要請
- 10 月上旬～11 月中旬 ○第 2 次回答公表、内閣府と関係府省との最終調整
- 12 月中下旬 ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）

### 3 今後の対応

所管府省の 1 次回答及び提案団体への意見照会に対する意見の提出について、回答案を本部事務局等で作成し、各構成団体・連合長に協議のうえ、内閣府に回答する。



## 1 関西広域連合提案のうち調整対象となったもの（2項目）

提案項目		提案内容
1	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類について、申請者の利便性の向上及び行政の効率化を図る観点から見直しを求める。
2	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすることを求める。

## 2 関西広域連合と構成府県市の共同提案のうち調整対象となったもの（12項目）

提案項目（提案団体）		提案内容
1	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正（京都府）	協同組合法上では、明確に暴力団排除を定めている規定がなく、認可庁としても、暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないため、排除することが難しく、また、警察への暴力団照会も法的根拠がないため、調査が出来ない状況である。 中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うことを求める。
2	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和（京都府）	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間を縮減し、災害復旧事業の円滑で迅速な事務執行を可能とするため、災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和を求める。
3	原子力関係交付金の事務の簡素化（京都府）	経費算出に係る膨大な事務量の軽減等を図るため、「放射線監視等交付金」（原子力規制庁所管）及び「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」（内閣府所管）の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化を求める（ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。）。
4	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大（旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加）（大阪府） <b>重点</b>	大阪府では、旅券発給の事務について、府パスポートセンターのほか、市町村へ権限委譲した上で執行しているところ。同府では、平成30年9月末をもって大阪府証紙を廃止することとしているため、今後市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村におけるその取り扱いは「歳入歳出外現金」となる。 自治法上、歳入歳出外現金の徴収について、地方公共団から私人への徴収または収納の事務の委託を認められていないが、旅券発給事務を取り扱う市民課の窓口事務を民間委託している市町村も多いことから、旅券発給事務に係る歳入歳出外現金についても民間委託が可能となるよう、関連法の改正を求める。
5	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて（大阪府）	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおける市町村の長との協議について、市町村立の施設の場合は、申請者と協議の相手方が同じとなるため、当該協議を不要とすることを求める。
6	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際（運営法人や建物構造に変更がない場合）の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化（大阪府）	幼保連携型認定こども園への移行を希望する事業者の負担軽減のため、保育所から認定こども園へ移行する際に、補助金交付決定書、検査済証、図面など多くの書類を必要とする財産処分手続きの簡素化を求める。

提案項目（提案団体）	提案内容
7 処遇改善等加算の認定権限の移譲（大阪府）	保育士の処遇改善の加算認定は、都道府県、指定都市及び中核市の長が行うこととされているが、実績報告書の提出先は市町村長とされている。この認定を行う主体と報告を受ける主体を同じにして、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化を図るため、処遇改善等加算に係る認定について、各市町村へと権限を移譲することを求める。
8 保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し（大阪府）	保育士等の処遇改善加算の要件となっている保育士等キャリアアップ研修の実施方法について、受講しやすくするとともに、研修実施機関において研修を増やすことを可能とするため、通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認めることを求める。
9 移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外（兵庫県）	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすることを求める。
10 介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化（兵庫県） <b>重点</b>	都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合、貸付料が50%減額（10年間）されるが、①介護老人保健施設と②看護小規模多機能型事業所は、減額対象の介護施設等と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、対象外となっており、対象施設とする考え方の均衡がとれていないため、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすることを求める。
11 児童相談所設置市（中核市）において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し（兵庫県） <b>重点</b>	療育手帳については、都道府県もしくは指定都市の児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定を実施し、交付すると定められている。中核市の児童相談所で療育手帳を交付する場合の支障になるため、児童相談所設置市（中核市）が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生次官通知を見直すことを求める。
12 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加（兵庫県）	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすることを求める。

## ＜提案募集方式の見直しについて＞

### 1 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証等

提案募集方式について、自立分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。
- ② 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方自治体への選択的な移譲を積極的に進めること。

### 2 地方分権改革有識者会議の機能強化

地方分権改革推進委員会と同様に、地方分権改革有識者会議を地方分権改革推進本部から独立した機関として、国と地方の関係を再構築する観点から、内閣総理大臣に対し提案への対応方針に係る勧告を行える権能を付与すること。そして、国が地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を立証できない限り、勧告を行うこと。また、当該審査に当たっては、広域連合長を含む地方側の代表者から意見を聴く仕組みを設けること。

### 3 広域連合への権限移譲の検討

- ① 広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲を求める提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも関係府省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。
- ② 「地方分権改革の総括と展望」（地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日）において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が 2 以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

### 4 提案募集方式にかかる手続の見直し

- ① 関係府省との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く関係府省との調整対象とすること。
- ② 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。
- ③ 関係府省の第 2 次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。
- ④ 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

## ＜地方分権改革の新たな推進手法の提案について＞

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

### 1 国と地方の協議の場における分科会の設置

- ① 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。
- ② 国と地方の協議の場に関する法律に基づき、府県域を越える地域ブロック固有の行政課題を解決するための分科会を設置し、国と都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方との役割分担等についても協議を行うこと。

### 2 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

- ① 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組を設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。
- ② なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。ただし、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限が広域にわたり、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、提案団体と調整の上で、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合においても実証実験を実施すること。

### 3 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入

新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地方が連携し、課題の解決を「実証する仕組み」を導入すること。